

平成24年 第2回定例会

中・北空知廃棄物処理広域連合議会会議録

## 第2回定例会会議録目次

第1日目（平成24年11月29日）		頁
○開会宣告	-----	3
○開議宣告	-----	3
○日程第 1	会議録署名議員の指名-----	3
○日程第 2	会期の決定-----	3
○広域連合長あいさつ	-----	3
○日程第 3	行政報告-----	4
○日程第 4	認定第 1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定-----	6
○日程第 5	報告第 1号 監査報告について-----	16
	報告第 2号 例月現金出納検査報告について-----	16
○閉会宣告	-----	16

平成24年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会

平成24年11月29日(木)

午後 1時28分 開会

午後 2時47分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 行政報告  
日程第 4 議案第 1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定  
日程第 5 報告第 1号 監査報告について  
報告第 1号 例月現金出納検査報告について

○出席議員 (16名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 獅 畑 輝 明 君 | 2番  | 水 口 典 一 君 |
| 3番  | 清 水 雅 人 君 | 4番  | 坂 井 英 明 君 |
| 5番  | 東 英 男 君   | 6番  | 一ノ瀬 弘 昭 君 |
| 7番  | 山 崎 数 彦 君 | 8番  | 東 出 治 通 君 |
| 9番  | 太 田 幸 一 君 | 10番 | 堀 松 雄 君   |
| 11番 | 堀 内 哲 夫 君 | 13番 | 長谷川 秀 樹 君 |
| 14番 | 向 井 敏 則 君 | 15番 | 速 見 章 一 君 |
| 16番 | 沖 田 浩 一 君 | 17番 | 澤 田 正 人 君 |

○欠席議員 (2名)

- |     |           |     |         |
|-----|-----------|-----|---------|
| 12番 | 阿 部 敏 也 君 | 18番 | 高 田 勲 君 |
|-----|-----------|-----|---------|

○説 明 員

- |           |           |             |           |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 広域連合長     | 前 田 康 吉 君 | 副広域連合長      | 高 尾 弘 明 君 |
| 副広域連合長    | 善 岡 雅 文 君 | 副広域連合長      | 村 上 隆 興 君 |
| 副広域連合長    | 北 良 治 君   | 副広域連合長      | 貝 田 喜 雄 君 |
| 副広域連合長    | 斉 藤 純 雄 君 | 副広域連合長      | 植 田 満 君   |
| 副広域連合長    | 寺 崎 一 郎 君 | 副広域連合長      | 神 薺 武 君   |
| 副広域連合長    | 藤 本 悟 君   | 副広域連合長      | 佐 野 豊 君   |
| 副広域連合長    | 金 平 嘉 則 君 | 監 査 委 員     | 上 田 正 昭 君 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 孝 昭 君 | 事 務 局 長     | 松 田 雄 二 君 |
| 事 務 局 次 長 | 南 均 君     | 監 査 委 員 書 記 | 赤 田 敬 一 君 |

○本会議事務従事者

書

記 新 名 敏 幸 君

書

記 岡

康 裕 君

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました、平成24年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

欠席の申し出は、浦臼町阿部議員、沼田町高田議員であります。

◎開議宣告

○議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成24年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会は成立いたしました。

よって、これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、議長において、清水議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎広域連合長あいさつ

○議長 ここで、広域連合長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。広域連合長。

○広域連合長 本定例会の開会に当たりまして、広域連合長として一言ご挨拶を申し上げたいと思います。さる、11月7日に、広域連合規約に基づく構成市町長の投票による選挙により広域連合長に選出され、泉谷前広域連合長の後任として、中・北空知廃棄物処理広域連合長を務めさせていただいております前田でございます。

議会議員そして関係市町長の皆様には、それぞれ12月定例会を控え、時節柄何かと公務ご多忙の折、本日ここにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本広域連合につきましては、ごみの適正処理を行うため、平成22年2月2日に設立され、現在、明年4月の供用開始を目指し、ごみ焼却処理施設の建設を行っているところであります。これもひとえに関係市町議会議員、各市町長、関係機関等の皆様のご理解とご協力の賜物と感謝を申し上げる次第でございます。

本広域連合の処理する事務であります、ごみ処理施設の設置、管理、及びその運営に当りましては、ごみの適正処理、施設の安全・安定稼働、並びに環境負荷の低減等に十分配慮し当該事務を処理していかなければならないと強く思っているところであります。何卒よろしくお願い申し上げまして連合長のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### ◎日程第3 行政報告

○議長 日程第3、行政報告を行います。

行政報告を求めます。

○広域連合長 はい。

○議長 広域連合長。

○広域連合長 それでは、議長のお許しを頂きまして、行政報告ですが、お手元に配付のとおりでございます。お目通しをいただきたいと存じますが、以下4点について口頭で補足をし、ご報告を申し上げたいと存じます。

1点目は、一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業総合評価審査委員会についてでございますが、施設の運営・維持管理事業者の選定に当り、総合評価一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令に規定する落札者決定基準を決めるための学識経験を有する者から意見を聴く「総合評価審査委員会」を設置し、委員に3名の方を委嘱し、審査委員会を開催したものでありまして、本年1月20日より5回開催し、7月31日に最優秀提案者として、日立造船グループを選定頂いたものであります。

2点目は、4月20日開催の連合会議についてでございますが、災害廃棄物の受入について協議を行ったものであります。

3点目は、現在建設中の施設の愛称及びキャラクターについてでございますが、7月10日から8月10日の期間に広域連合及び構成市町のホームページで募集を行い、選考の結果、それぞれ最優秀賞1点、優秀賞2点の表彰を行ったものであります。

4点目は、11月7日に、泉谷前広域連合長の任期満了に伴い、構成市町長の投票による広域連合長選挙を行うとともに、連合会議を開催し、今議会に上程されます議案等について協議を行ったものであります。

今後につきましても、新焼却施設の平成25年4月供用開始、その後の安全・安定稼働を目標に、構成14市町協調のもと適切に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上を、行政報告といたします。

○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。

○清水議員 議長。

行政報告に質疑あります。

○議 長 若干休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

○議 長 それでは、再開をいたします。

ただいま、清水議員より行政報告に対する質疑の申し出がございましたが、この広域連合議会としては初めてのケースではございますが、他の一部事務組合等で行政報告に対する質疑を認めているというような例があるということがございますので、この場合、質疑を認めるということにさせていただきますと思います。

○清水議員 はい。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それではですね、4月20日及び11月7日のですね、連合会議の主な議題、また連合会議がどういったタイミングで開かれるのかについてお伺いしたいと思います。

○議 長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○事務局長 はい。

○議 長 事務局長。

○事務局長 ただいまの清水議員のご質問にお答えいたします。

4月20日及び11月7日の連合会議の主な議題でございますが、災害廃棄物の受け入れについて協議いたしました。11月7日につきましては、今回の定例会に上程いたします議案についての審議をいたしました。

連合会議の開催のタイミングでございますが、連合議会にかけられる議案についての審査するというところでその時点、それと主な重要な議案、審議するような内容があればですね、その都度開催するというようにしております。

以上でございます。

○清水議員 議長。

○議 長 清水議員。

○清水議員 4月20日ならびに11月7日で、まず4月20日は、震災のがれきについて広域処理の要望が非常に強い中での会議であり、また、11月7日は、8月に北海道に可燃がれきは持ち込まないということを受けての会議だったと思いますが、それぞれ、がれきの受入について、どのような一致点、なければご意見等の特徴などについて伺いたいと思います。

○議 長 事務局長。

○事務局長 4月20日の連合会議での一致点でございますけれども、これにつきましては、災害廃棄物の受入については、建設工事の進捗状況や災害廃棄物に関する情報を収集しながら、今後具体的な検討を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

○議 長 もう一点の質問。

○事務局長 失礼いたしました。

さきほど私の答弁で、11月7日災害廃棄物の受入について説明したんですが、11月7日は連合議会にかけの議案の協議でございました。

失礼いたしました。

○清水議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして行政報告を終わります。

◎日程第4 認定第1号 平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定

○議 長 日程第4、認定第1号平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長 (挙手)

○議 長 事務局長

○事務局長 ただいま上程されました、認定第1号、平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、3枚めくっていただきまして、平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。決算の概要でございますが、本広域連合は、ごみ焼却処理施設の設置、運営及び管理に関する事務を行うため、平成22年2月2日、中北空知の14市町により組織し、設立され、平成22年度より新たなごみ焼却処理施設建設に着手いたしました。

平成23年度の一般会計は、予算額23億7,666万3千円に対し、歳入決算額28億7,186万9,236円、歳出決算額23億7,542万7,297円で、差し引き4億9,644万1,939円の剰余を生じたところでございます。

歳入決算額は、予算現額に対して4億9,520万6,236円の増となっておりますが、この主な要因は、今年3月に構成市町に交付された震災復興特別交付税を、市町負担金として受け入れたことによるものでございます。

歳入についてみますと、分担金及び負担金が10億3,212万5千円、国庫支出金が9億1,774万円、繰越金が4,169万6,616円、諸収入が7,620円、広域連合債が8億8,030万円となっております。構成市町からの負担金は、記載のとおりとなっておりますのでお目直し願

います。

次に、歳出についてみますと、議会費が73万7千円、総務費が4,453万928円、衛生費が23億2,964万2,904円、公債費が51万6,465円となっております。これを性質別で見ますと、人件費が4,003万6,429円、物件費が2,162万723円、扶助費が6万円、補助費等が41万6,700円、公債費が51万6,465円、建設事業費が23億1,277万6,980円となっております。

次に、ページをめくっていただき、2ページ、3ページ、歳入歳出決算書でございますが、説明は、歳入歳出決算事項別明細書によりいたしますが、3ページの表の下に記載のとおり、歳入歳出差引残額4億9,644万1,939円が翌年度への繰り越しとなっております。

次に、ページをめくっていただき、4ページ、5ページ、歳入歳出款別決算内訳でございますが、説明は、歳入歳出決算事項別明細書によりいたしますので、お目通し願います。

それでは、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書につきまして、説明いたします。まず、歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金につきましては、予算現額1億8,002万5千円に対し、調定額及び収入済額は10億3,212万5千円でございます。7ページに各市町の負担額を記載してございますので、お目通し願います。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費補助金につきましては、予算現額9億1,774万円に対し、調定額及び収入済額は、循環型社会形成推進交付金でございますが、9億1,774万円でございます。

ページをめくっていただき、3款1項1目繰越金につきましては、予算現額4,169万6千円に対し、調定額及び収入済額、前年度繰越金でございますが、4,169万6,616円でございます。

4款諸収入、1項1目預金利子につきましては、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額は7,620円でございます。2項1目雑入につきましては、予算現額1,000円でしたが、調定額及び収入済額はございませんでした。

5款、1項広域連合債、1目衛生債につきましては、予算現額12億3,720万円に対し、調定額及び収入済額は、一般廃棄物処理事業債でございますが、8億8,030万円でございます。

以上、歳入合計といたしまして、収入済額は28億7,186万9,236円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては、17ページまで記載しておりますが、50万円以上の不用額が生じた目はございませんので、特に申し上げることはございませんが、10ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の4節共済費でございますが、当初予算額全額を次のページの19節負担金、補助及び交付金に流用いたしましたので、予算額及び執行額が0円となっております。

それでは、17ページをお開き願います。歳出合計といたしまして、支出済み額は23億7,542万7,297円で、不用額は123万5,703円でございます。

以上が歳入歳出の説明でございます。

続きまして、18ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、お目通しを願います。

続きまして、19ページ、決算説明書でございますが、まず、歳出の性質別決算内訳は、決算の概要で説明させていただきましたのでお目通し願います。

ページをめくっていただき、20ページ、広域連合債の現在高と償還額でございますが、平成23年度は、まだ3年間の据え置き期間でございますので、元金の償還はなく、利子のみの償還となっております。このため、一般廃棄物処理事業債の前年度末現在高が6,230万円、23年度起債高が8億8,030万円、23年度中元利償還額のうち元金は0円、利子が43万2,175円で、未償還額は9億4,260万円でございます。構成市町別の内訳は、記載のとおりとなっておりますのでお目通し願います。

これで、平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 次に、決算審査意見書について監査委員の説明を求めます。上田監査委員。

○上田監査員 決算審査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定による、審査に付されました中・北空知廃棄物処理広域連合の平成23年度一般会計につきまして、審査を行いましたのでお手元の決算審査意見書により報告を申し上げます。審査の対象につきましては、平成23年度一般会計歳入歳出決算書、決算算定書類について審査をいたしました。審査の期間及び審査の方法につきましては記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思います。

審査の結果につきまして、決算書、付属書類及び関係諸帳簿の照合の結果、正確であり、かつ予算に対して適正に執行されており予算の流用及び予備費の流用も適正に処理されていることを認めるところであります。従いまして審査時点において特に付議すべき事項はございません。また、審査の概要につきましては、記載のとおりでありますのでお目通しを願います。

以上で決算に関する審査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

○清水議員 はい。

○議長 清水議員。

○清水議員 大きく4点伺いたいと思います。

まず、6ページ市町負担金について、第1項1目について伺います。その1として、12月2日の総務省令以降、負担金増額までの時系列、対応、考え方について伺います。24年3月7日水曜日、空知振興局から特別交付税の市町別内訳を照会する連絡があり、当初起債と市町負担金で歳入する予算から交付金以外の全額を市町負担金に変更されました。一方各市町は3月議会の最中であり、追加補正議案等で負担金の増額を議決しました。滝川市では3月22日の議運で追加議案として上程され3月23日に議決。また、3月12日の議運では、追加議案の予定はなしとして報告されておりました。また、妹背牛町の同僚議員にお聞きしましたところ、3月15日議運、3月16日議決だったということです。よって、3月7日から12日あるいは13日火曜日頃までに、各市町において大幅な追加補正をすることになったというふうに思いますが、この間の時系列を伺います。

2点目は、各市町が補正をして負担金を増額するとなれば、横の連携、つまり全ての首長の同意が必要です。本件について、連合会議や役員会議が行われたのか、また連合長の決裁はいつだったのか伺います。

3点目、本件について、国が震災復興特別交付税を措置することを、交付したのは23年12月2日です。官報に掲載されましたが、広域連合として何故把握出来なかったのか。

4点目として、特別交付税措置されることと同時に起債が出来なくなるということについては、いつ、どこで、どのように決まったのか、国が決めたのかということをお聞きします。また、それを知ったのが定例議会中の3月7日ということでは、行政、議会にとって問題が大きかったと考えますが如何でしょうか。また、地方自治体が知るのが遅れた理由についてどのように考えておられますか。

5点目、当時の北海道新聞では特別交付税を受け取らないとする斜里町や根室市について報道され、中・北空知廃棄物処理広域連合が9億4,688万円を受け取ることに疑問が報じられました。既に、12月2日の総務省令で決まっていたから、また起債が出来ないので自動的に受け取るしかないというのでは、住民感覚からずれていると言わざるをえません。当時、連合長や副連合長等から特別交付税の受取り、負担金を増額することについて、疑問や異論はなかったのでしょうか。

6点目、前田康吉連合長は、当時、副連合長の一人として、今の点についてどのようにお考えになったのでしょうか。

1点目の2として、負担金増額の議会对応について伺います。負担金が増額をされるということで、予算書での負担金当初予算1億8,000万余に対して、収入済みが10億3,200万、執行率が573.3パーセントということになっています。通常、補正予算のための臨時議会を開く、あるいは専決をする等のことが行われていても地方自治法に違反するとかということではなかったのであろうと。お聞きするところによると、項目、内容が変わっていない増減、起債ということでは減額ですね、補正も専決に含む必要がないのかということが、地方自治法上の対応だとお聞きをしましたが、中々理解に苦しむところもあります。また、これが行われた後に、通常、市町議会であればですね、関係常任委員会等に報告ぐらいはされるという案件ではなかったかと思いますが、各議員への報告もなかったということで、負担金増額での議会、議員への対応について、どうであったのかという疑問がありますのでお考えを伺いたいと思います。

大きな2点目は、国庫支出金についてです。1月17日の臨時議会において循環型社会形成推進交付金が増額された時に、がれき受入を検討することが条件であることは、私達議員には説明されなかったわけですが何故でしょう。2点目は当臨時会で市町負担金増額補正7,391万5千円、国庫支出金が3億7,592万7千円、起債が6億7,250万等でしたが、この時点で道や国と打合せする中での12月2日の省令について、まったく話題にもならなかったのかということについてもお聞きしたいと思います。

3点目は、国庫支出金増額の条件となりましたがれき受入検討をするということについての経過について伺います。23年8月に副連合長の山下深川市長、北奈井江町長が環境省に上京し、交付金の

増額に目途がついたという。これ自体は大変喜ばしいことではありますが、その条件であるがれき受入れの検討が、8月以降どのように行われてきたのか、時系列でお伺いしたいと思います。2点目は24年8月の道知事宛ての環境大臣の文章で可燃がれきは北海道に広域処理を求めないということを受けて、どのように考えているのか。また、今後について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

3点目は、特別交付税による負担金の変化で、関係市町の差額について伺いたいと思います。当初の起債償還の総計、足す初年度の市町負担金の合計額がいわゆる地方負担分と言われるものですが、これから償還の際に措置される地方交付税、普通交付税を引いたものと、今回措置された特別交付税の差額の総額についてお伺いしたいと思います。

2点目、がれきを受入れない場合、今の差額について報道では震災復興予算の流用になるのではとの疑問が出ておりますが、どのようにお考えになるのでしょうか。

最後ですね、一時借入金についてお伺いしたいんですが、一時借入について決算書上で反映はされてないと思うのですが、一度に最高でどの程度一時借入が行われ、またその際の決裁はどのようになっているのか伺います。

以上です。

○議長 はい、それでは、ただいま清水議員の方から大きく4点と言いながらも、かなりの多くの質疑がなされました。これについて、順次ご答弁を頂きたいと思います。事務局長。

○事務局長 答弁調整にお時間をください。

○議長 はい、それでは事務局より答弁調整に時間を要したいという申し出がございましたので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時 4分

再開 午後 2時19分

○議長 はい、それでは大変お待たせをいたしました。

答弁の方が整いましたので、これより休憩前に引続き会議を再開いたします。

それでは、今ほどの清水議員の質疑に対する答弁を求めます。事務局長。

○事務局長 清水議員からのご質問にお答えいたします。

まず、時系列についてお伺いしますということですが、3月7日に空知総合振興局から照会がありまして、広域連合といたしましては速やかに構成団体にも連絡したところでございます。その後、3月8日に空知総合振興局から連絡があったことを速やかに広域連合長に報告しております。3月9日に空知総合振興局からの文章を再度メールで構成団体に周知しておりまして、3月13日に空知総合振興局にその旨報告しております。

続きまして、全ての首長の同意があったので、連合会議や役員会議は行われたのか、連合長の決裁

について伺いますけれども、この特別交付税につきましては歳入超過で対応することにいたしましたので、連合会議、役員会は開催しておりません。これにつきましても3月22日に、広域連合長には報告しております。

続きまして、震災復興特別交付税に関する省令についてでございますけれども、広域連合は交付団体ではございませんので、国や道からの通知はございませんでした。そのため、この省令については把握しておりませんでした。

特別交付税措置されると同時に起債が出来なくなるということでございますけれども、これにつきましては、起債の制度、国の制度に従ってということでございます。

3月7日の定例会議中という質問がございましたけれども、これにつきましては、滝川市の議会ということですので広域連合からは発言する立場ではないということでございます。

地方自治体が知るのが遅れた理由についてどう考えるのか、ということにつきましては広域連合が交付団体ではございませんので、特段この場で申し上げることはございません。

特別交付税を受取ることにしても疑問点や異論がなかったのかというご質問ですが、広域連合としては国の制度、通知に基づいて事務しておりますので、特段、疑問点や異論点はございませんでした。

負担金の増額に対する議会対応に関するご質問でございますけれども、歳入超過で対応するということにいたしましたので議会には報告しなかったでございます。

続きまして、国庫支出金についてでございますけれども、1月17日の臨時会で説明がなかったのかということでございますけれども、23年11月議会終了後の議員の協議会の中で3次補正の対応について説明したということでございます。

続きまして、臨時会での市町負担金額、国庫支出金の補正額等についてでございますけれども、これにつきましても、ご質問のとおり道や国との打合せの中での、省令について把握しておりませんでした。

続きまして、がれきの受入の検討結果でございますけれども、23年7月でございますが空知総合開発期成会の要望活動と併せて、広域連合の要望活動を行ったところでございますが、検討について時系列でということでございますけれども、さきほど、行政報告の方で説明いたしましたけれども、速やかに役員会議を開きまして、がれき受入の検討について協議いたしました。

8月の知事宛ての文章の対応でございますけれども、これは8月29日役員会を開催いたしまして、国から可燃物の処理について、目標期間内に処理できる見通しとなったので、北海道道への受入要請がないという文書を受けまして、北海道への受入要請がなくなったということなので、検討する必要がなくなったものとして現状では検討しないことといたしました。その中で、今後の対応につきましては新たな受入要請があればですね、真摯に対応していきたいというようなことで協議が終わっております。

続きまして、起債償還額と初年度負担金と特別交付税の差額についてでございますけれども、総額につきまし

ではちょっとお答えできませんが、地方負担分の45パーセントが差額となります。

続きまして、復興予算の流用になるのではないかというご質問でございますが、広域連合といたしましては、国の制度、通知に基づいて対応しているのです、そのような考えはございませんし、環境大臣も流用にはならないというような発言をしておりますので、広域連合としては流用にはなっていないと考えているところでございます。

そのほか、一時借入につきましては、次長から説明申し上げます。

○事務局次長 議長。

○議長 長 事務局次長。

○事務局次長 一時借入金についてお答えさせていただきます。一時借入につきましては、事務局長決裁にて行っておりまして、借入の銀行に選定につきましては、入札を行っております。最低の利息提案の銀行から借入れる形で行っております。23年度の決算額、公債費516,465円のうち一時借入金の金利につきましては、84,290円でございます。それにつきましては、4億7,000万、北海道銀行より0.18パーセントでお借りしまして、その一部を繰上げ償還という形で2月24日に支払っております。その分でございます。

以上です。

○広域連合長 (挙手)

○議長 長 広域連合長。

○広域連合長 清水議員のご質問の中の6番目だったと思いますが、副連合長の時にどう思ったのかというご質問でございますけども、さきほどの事務局長の5番でお答えしたと思いますが、そのとおりの考え方を持っておりますので、何も疑問を持つことはなかったということです。

○議長 長 答弁が終わりました。

○清水議員 議長。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、大きな1と2に係るんですが、これほど大きな金額の補正ですよ。負担金の増額でいうと8億以上、こういったことをする時に、事を進めた後に連合長に報告ということがあり、また横の連携というのは5市9町が、どのようにそれぞれ考えているかということ一度伺ってですね、その上で物事を進めていくという姿勢が必要だと思っておりますが、こういう事の進め方が、問題ないだろうというふうに関き直されるとまた困るんですけども、今回、国があまりにも連絡が遅いということで仕方ない面もあったと思うんです。しかし、今後の教訓としてどうなのかということでお伺いしたいと思います。

大きな2点目ですね。最後、前田連合長が何も疑問をもたなかったと、いうふうに言われましたが、この3月の時はですね、日付けははっきり覚えてませんが、3月十何日にですね、道新が報道しているんです。この時は、広域処理がまだまだしてないのに受け取るということについて、受取らない自治体もあるよ、ということを含め報道された中で、何も疑問を持たなかったというのは非常に残念な

答弁なんですが、そういった新聞報道をご存じの上で、そういう考えを持ったのか、当時の前田副連合長だけに質問するのは公平ではない、出来れば5市9町全ての首長さんにですね、お聞きをしたいところですが、酷かもしれませんが、そういった報道を知っての上でなのか、ということをもう一度伺いたいと思います。

差額については、45パーセントということが言われました。45パーセントという数字はですね、市町負担分の総額がいくらだったかということ、総事業費14億2千万のうち、循環型社会形成推進交付金を引くとですね8億5,210万円と9,478万8千円の2つを足した金額の45パーセントが本来の市町負担分であり、また45パーセントが今回特別交付税により実際に納めた市町負担分。失礼いたしました。8億5,210万円と9,478万8千円のうち、交付税措置される分を除いた地方負担分と、今回の特別交付税9億4,688万円の差額が45パーセントだということで受取りました。つまりそれは、先ほどの2つを足した額の45パーセントが余計に5市9町に入ったということだと。これは客観的なことなんで、良いか悪いかということをお聞きするわけではございません。その確認をしたいと思います。

○議長 以上でよろしいですか。

○清水議員 いえ最後に、8月29日の役員会で現状では検討の必要がなくなったということですね、新聞報道では来年の4月に施設稼働後に検討しますということが報道されておりましたが、連合の一致点としては、今の時点では検討するかしないか、で、新たな要請ということは、いま総選挙行われてますがね、その後の政権の考え方が変わる可能性がなしとは思いません。そういう新たな要請がなければ検討しないということを明言されましたので、これまでの報道とは違うということの確認をしたいというふうに思います。

それと最後にですね、一時借入について4億7千万を一時借入するということについてですね。事務局長の決裁でというのは、それは市町でもそうだよ、ということなのかを確認したいです。

○議長 最後の一時借入の部分ですけども、今のは一般の市町ではどういう対応なのかということですか。

○清水議員 事務局長は、部長待遇ですね。部長ではなく理事者の決裁が必要だったのではないのかということですか。

○議長 それでは、5点についての再質疑がございました。この5点についての再質疑の答弁をお願いいたします。

○事務局長 はい。

○議長 長 事務局長。

○事務局長 清水議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問でございますけども、臨時会の開催を検討はいたしました。当時はまだ各構成市町の3月議会の最中ということでありまして、臨時会の開催については出来ない。では、専決処分を行うということにつきましても、広域連合長とも速やかに協議はしたところなんですけども、滝

川市と協議の結果、歳入超過で対応できるということですのでその通り執行したところでございます。

二つ目の質問でございますけれども、3月の新聞報道で交付税を受け取らないというような自治体があったという報道があったということについてですけれども、その自治体につきましては、受入れはしないということがその時点で明らかになったので、国の制度には合わないということで受取れなかったという認識をしております。

続きまして、災害廃棄物の受入の検討につきましては、報道とは違うというご質問でしたけれども、4月20日の連合会議の後に、新聞報道がありまして、その時点では、現段階では検討する段階ではないという新聞報道であったかと思えます。その後、私の記憶では新聞報道にはなっていませんので、8月29日の役員会で受入要請がなくなったので検討する必要がなくなったということになりましたので、報道が違うということにはならないのかなと考えます。

一つ質問を飛ばして申し訳ないんですが、最後に一時借入につきまして決裁は事務局長ということでございますけれども、滝川市の規則を準用いたしまして、事務局長は滝川市の副市長と読み替えております。ですので、事務局長の決裁で終わっているということでございます。

以上でございます。

○広域連合長（挙手）

○議長 広域連合長。

○広域連合長 私が答弁しまして、そういうことで良いのかというご質問なんですけれども、色々皆様方と伴に諸省庁にお願いした結果がですね、このような形になったということでございます。がれきについてもですね、そのような形で受入れなくても良い話ですから、それはなくなりました。今後については処分を検討しますということになったということでございます。全く考えなかったわけではなくて、ただお役に立ちたいという思いは皆さん共通として持っているわけで、ただそのタイミングとか完成してなかったということもあり出来なかったというわけでございます。そこまでいたらなかった。ですから、その点につきましては、大臣発言にもありましたとおり、流用にならないという話も頂いているものですから、それによろしいかなという判断をさせていただいたところであります。

以上でお答えいたします。

○議長 答弁が終わりました。

○清水議員 はい、終わります。

○議長 その他に質疑ございませんか。

（なしの声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 清水議員。

実は、清水議員、3時からですね、空知教育センター組合会議が予定されておりまして、ご配慮お願いいたします。

○清水議員 滝川市市会議員、日本共産党所属の清水雅人です。

私は、平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定を可とする立場で討論を行います。

日頃から広域行政にご尽力頂いていることに敬意を表します。さて、本決算認定にあたり循環型社会推進交付金及び5市9町に交付された震災復興特別交付税について、国の3次補正により増額されたことについて、いくつかの角度からの検証が必要です。第1に、循環型社会形成推進交付金の2011年度内示満額と2012年度予定額の前倒しについては、すでに内々示を受けていた焼却炉建設の為の交付金と同額であり、受取らなければ住民生活に支障がでるため、決算に問題ないと考えます。第2に市町負担金増額と起債減額は5市9町に交付された特別交付税と一体のものです。この特別交付税については、震災復興予算の流用ではないのかとの世論があります。この予算が東日本大震災の復興以外に使うことはおかしいというのが国民の圧倒的多数意見です。一部に、2013年度予算など、これから支出する分については是正すれば良いなどの意見も聞かれますが、これでは国民の納得は得られません。震災復興予算として使えるように、返還、寄付など国民の願いに答えることについて、各市町での検討が求められているのではないのでしょうか。第3に、その際に広域連合としてがれきの広域処理について、最終検討と判断を早急に行うことが必要です。8月7日付けの細野豪志環境大臣から高橋はるみ知事宛てに文章で政府からの受入れ要請そのものが消滅しています。一方、今回の総選挙結果によっては、再び広域処理の要請が来る可能性も否定できません。これらを踏まえて、がれきの受入について、検討し公表に努める。第4は、議会对応についてです。循環型社会形成推進交付金の増額が、がれき受入れの検討することが条件でありながら、議会への説明がなかったことは問題だったと思います。第5は、市町負担金予算に対し、大幅な増額になった時点で、つまりは3月末の時点で補正でも専決でもないとは言え、重要な事態でしたから議会議員に対して報告があつて然るべきだったと思います。

また、以上の各点に加え考慮すべき点があります。第1は、循環型社会形成推進交付金の内々示よりも大幅な減額される見込みの中で、環境省に出向き増額を勝ち取ったことは評価に値します。その際に条件が付けられたことも許容範囲だったと考えます。第2は、3次補正による総務省令での特別交付税措置が年度末ぎりぎりに情報を得たことは、遅かったとはいえ国にも問題があったと考えます。以上から問題が多い予算執行だったとも言えますが、認定については確保するものです。

最後に2点意見をしたいと思います。1点目は、連合長または副連合長による連合会議が世論を受けたタイムリーな内容の会議とされたい。2点目、一時借入については滝川市副市長と事務局長が同等ということですが、事務局長ではなく連合長あるいは副連合長の役員の中のどなたかというような形にされたい。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議 長 これより認定第1号を採決いたします。

本認定を可と決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は可とすることに決しました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第5、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月現金出納検査報告は、文章で配付のとおりであります。

○議 長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり。)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成24年第2回 中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時47分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員